

## （５）「感染防止対策地域連携加算」の施設基準

- （１）感染防止対策加算 1 に係る届出を行っていること。
- （２）他の感染防止対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添 6 の別紙 24 又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けていること。

◎出典

厚生労働省「平成 24 年度診療報酬改定資料」